

恩納村技能労務職員等（現業職員）の給与等の 見直しに関する方針

平成20年3月31日

1 現状

地方自治体の技能労務職員等の給与について、同種の民間事業の従業員に比較して高額になっているとの国民からの厳しい批判、指摘がなされていることを勘案し、また、村職員の給与等について、地域企業の従業員との比較や国家公務員との比較（ラスパイレス指数）などその内容を村民に公表し、民間と比較して給与水準が高いという指摘に対して、真摯に受け止める必要があり、その是正を含めた適正な給与制度の確立が求められている。

村における技能労務職員の給与は、現業職員の給与に関する規則に定める給料表による。しかし、その昇格基準は、勤務年数加算により昇格する体系となっている。このことは、勤務成績を何ら反映しない給料表となっている。また、下表を参考にしても解かるように県内の同業種の給料額、技能系職員のラスパイレス指数値を大きく上回るなど村民の理解を得るには厳しい状況となっている。

(1) 人数・平均年齢・平均給与

職 種	人数	平均年齢	平均給与	備 考
調理員等	8	49.6	367,980	調理員（給食センター4人、保育所1人） 学校用務員1 センター運転手2人

注 平均給与は、基本給、扶養手当、通勤手当、住居手当等を含む給与額である。

(2) 年齢別人数・平均給与等

年齢	平均給与額	備考
55歳以上	370,320	2人
54歳～45歳	385,766	3人
44歳以下	348,633	3人

※保育所調理員を含む。

(3) その他技能系労務職員の給与に関する事項

① 給料表：現業職員の給与の種類及び基準に関するに条例により5級制

② 手当等

扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給する。その額は国準拠である。技能系労務職員に支給される手当、額等は以下の表のとおりである。

手当の種類	手当の内容	国制度との異動
扶養手当	配偶者 13,000円	同
	配偶者以外の親族 6,500円	
	配偶者がいない場合の親族 11,000円	
通勤手当	(片道通勤距離)	同
	5KM未満 2,000円	
	5Km以上10KM未満 4,000円	
	10KM以上15KM未満 6,500円	
	15KM以上20KM未満 8,900円	
	20KM以上25KM未満 11,300円	
	25KM以上30KM未満 13,700円	
	30KM以上35KM未満 13,700円	
35KM以上40KM未満 16,100円		
住居手当	持家 2,500円(月額)	同
	借家 27,000円(月額・限度額)	

※ 住居手当のうち持家は、平成 20 年 4 月 1 日から 5 年限度とする。

③ 昇給基準

1 年間で良好な勤務成績で勤務したものを 4 号給昇給させている。

2 基本的な考え方

地方自治体は、自らの判断のもと自主的、主体的な行財政運営が基本であり、そのことが村民に対し、責任を負うこととなります。真に村民の必要とする行政サービスを点検し、最少の経費で最大の効果を発揮するという基本原則に則り常に行政コストを意識して行政活動を展開します。そのため職員の適正な管理と配置に努めていきます。一方民間活力を導入し、民間ができるサービスは民間に委ねていくこととします。既に施設の維持管理及び運営は指定管理者制度への移行を進めており、今後可能な限り聖域を設けず民間活力の導入を前提として取り組んでいきます。

本村の技能系労務職員の給与の状況は、ラス指数（平成 18 年 4 月 1 日で 115.2 : 試算）が高く是正する必要がある、今後その是正に取り組んでいくこととします。また、その是正内容等については、適宜村広報紙、ホームページ等で公表していきます。

3 具体的な取り組み

(1) 給料表について

- ① 給料表について、給料表（現業職の給与に関する規則）を維持する。
- ② 一般行政職への任用換を前提に給与の是正を実施する。

(2) 定年について

技能労務職員の定年は、運転手（60 歳）を除き、63 歳となっていることから現在の技能労務職員（用務員、調理委員等）について、早期に 60 歳定年に改めることとする。

(3) 手当について

手当については、前段に掲げたとおり国に準拠しており今後とも踏襲していきます。なお、住居手当については、平成 20 年 4 月 1 日に国準拠とする。

① 時間外勤務手当について

勤務時間外手当の支給は、保育所の調理員以外は発生してない。今後はその縮減に努めていく。

③ 特殊勤務手当について

特殊勤務手当について、支給実績はない。今後も制度上支給は不可。

(4) 昇給・昇格のありかた

昇給については、平成 22 年度までに人事評価制度の導入を行い、その

評価基準によって適正な昇給制度を確立し、その運用を図ります。
 なお、人事評価制度については、平成21年度から着手する予定であります。

- 平成20年度 評価制度の検討委員会にて調査
- 平成21年度 評価の基準等策定及び後半期に試行
- 平成22年度 4月施行
- 平成23年度 1月の昇給より適用

4 その他

地方の財政状況が厳しい中、特に公務員の給与及び定員管理が問われている。今後類似市町村等との比較をしながら更なる抑制に務めるとともに以下の見直しを進めていく。

(1) 民間委託の推進

技能労務職員については、平成20年1月1日現在で8名、平均年齢は、49.6歳となっています。その主は給食センターに配置（調理員、運転手）され、今後5年内の退職予定者数は、3名です。この間、可能な限り一般行政職への任用換、退職者の不補充をすすめ、その後給食センター等は民間委託を前提に取り組んでいきます。

(2) 職員数の削減見込み

技能系職員の退職者の年次別退職者は次表のとおりであり、全職員が退職するには26年後（平成46年）となる。そのため、この間の退職者については、不補充を基本とし、また可能なかぎり任用換え等により技能労務職員の削減を図ることとします。

年度	定年退職者	累計	備 考
平成23年度	2	2	
平成24年度	0	2	
平成29年度	2	4	
平成32年度	1	5	
平成39年度	1	6	
平成40年度	1	7	
平成46年度	1	8	

※定年年齢は63歳（ただし、運転手は60歳）

※当面、給食センター調理員、保育所調理員のうち3人の任用換えを目指します。